

# 第 1 号

## 平成27年度長野県一般会計補正予算（第1号）案

平成27年度長野県一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億8,122万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,703億6,873万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款		歳 入		補正前の額		補 正 額		計	
				千円		千円		千円	
9	国庫支出金			105,994,706		595,780		106,590,486	
		2	国庫補助金	42,166,435		581,563		42,747,998	
		3	委託金	2,421,677		14,217		2,435,894	
12	繰入金			17,560,637		147,952		17,708,589	
		2	基金繰入金	16,642,894		147,952		16,790,846	
13	繰越金			1		53,494		53,495	
		1	繰越金	1		53,494		53,495	
15	県債			106,051,000		84,000		106,135,000	
		1	県債	106,051,000		84,000		106,135,000	
	歳入合計			869,487,510		881,226		870,368,736	

		歳 出			
款		項	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
2	総 務 費		35,487,878	15,633	35,503,511
		1 総 務 管 理 費	17,833,164	5,876	17,839,040
		4 市 町 村 振 興 費	1,545,952	3,871	1,549,823
		6 防 災 費	1,694,932	2,137	1,697,069
		9 生 活 文 化 費	3,035,825	3,749	3,039,574
3	民 生 費		112,289,038	73,972	112,363,010
		1 社 会 福 祉 費	81,754,548	64,923	81,819,471
		2 児 童 福 祉 費	14,746,770	9,049	14,755,819
4	衛 生 費		26,605,900	7,864	26,613,764
		1 医 務 費	9,977,818	7,864	9,985,682
6	環 境 費		3,523,435	80,000	3,603,435
		1 環 境 管 理 費	2,918,574	80,000	2,998,574
7	農 林 水 産 業 費		48,338,634	537,938	48,876,572

	1	農	業	費	12,794,308	6,702	12,801,010		
	2	畜	產	業	費	842,840	253,383	1,096,223	
	4	林	業	費	17,937,148	277,853	18,215,001		
8		商	工	費	76,111,020	37,925	76,148,945		
	1	商	工	費	75,150,519	34,560	75,185,079		
	2	觀	光	費	960,501	3,365	963,866		
10		警	察	費	43,002,185	3,804	43,005,989		
	2	警	察	活	動	費	3,816,861	3,804	3,820,665
11		教	育	費	199,212,695	124,090	199,336,785		
	1	教	育	總	務	費	12,171,027	123,730	12,294,757
	8	保	健	體	育	費	8,885,814	360	8,886,174
		歲	出	合	計		869,487,510	881,226	870,368,736

第2表 債務負担行為補正

追 加 事 項	期 間	限 度 額 千円
新県立4年制大学設立準備事業	平成28年度～平成29年度	6,760,620

第3表 地方債補正

起 債 の 目 的	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	補 正 後 の 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
新県立4年制大学建設事業費	61,000	84,000	145,000	1 資 金 政府資金、銀行その他 2 方 法 普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。) 3 その他 発行価格が額面金額を 下回るときは、それぞ れの発行価格差減額を埋 めるために必要な金額 をそれぞれの限度額に加 算した金額を限度額とす る。	5.0% 以内	1 政府資金については、 その融通条件による。 2 銀行その他の資金につ いては、その債権者との 協定による。
合 計	106,051,000	84,000	106,135,000			